

岩手県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定し、及び指定を取り消した旨、報告があった。

平成23年1月28日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

- 1 市町村名 宮古市
- 2 指定した施設の名称 宮古市姉ヶ崎地区センター、宮古市堀内地区センター、宮古市鶉磯地区センター、宮古市老木コミュニティ消防センター、宮古市青倉地区集会施設、宮古市養呂地地区生活改善センター、宮古市神田地区集会施設、乙部地区自治会研修センター、田老自治会研修センター、宮古市和野地区集会施設、宮古市茂市コミュニティ消防センター、宮古市中野地区総合センター、宮古市古田コミュニティ消防センター、繋集会所、横沢集会所、夏屋集会所、平津戸集会所、区界集会所、宮古市大仁田コミュニティ消防センター、尻石集会所
- 3 指定を取り消した施設の名称 宮古市新里福祉センター、宮古市川井生涯学習センター